

(意見書案第 10 号)

高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設を受け入れない意見書

北海道の東に位置する釧路・根室地域は、豊かな自然の恵みを受けて、古くから農林水産業が盛んに営まれ、海岸部での豊かな漁場を持つ水産業、山間部における広大な農地を使った酪農業が地域の大きな基幹産業であり、日本の食糧基地の一つである。

また、釧路管内では二つの国立公園を擁し、風光明媚な景観と大自然に育まれた産物は、今を生きる我々が先人から受け継ぎ、後世へと伝えねばならない、守るべき貴重な財産である。

国は、原子力利用により発生する高レベル放射性廃棄物の処分を含めた処理方策を検討中であるが、福島第一原子力発電所の事故を見ても明らかなように、日本有数の食糧基地である釧路・根室地域が国から最終処分場の候補地として示された場合、風評被害による全産業への影響は計り知れないものがある。

また、北海道内の他市町村でも、高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設を受け入れない意思表示をしており、釧路市議会としても、道の「北海道における特定放射能廃棄物に関する条例」の趣旨に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置することは容認できない。

よって、国においては、下記の事項について確実に実行するよう強く要望する。

記

- 1 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。
- 2 釧路地域において、研究施設などの名目や名称を問わず、高レベル放射性廃棄物の最終処分場設置に関わる一切の事前調査を行わないこと。
- 3 いかなる名目を問わず、釧路地域に高レベル放射性廃棄物を持ち込まないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 7 月 3 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官

} 宛